

政 治 団 体 の 手 引 き

令和 7 年 1 2 月

広島県選挙管理委員会

目 次

第1編 政治団体の届出等について

第1 政治団体の届出等	1
1 政治団体の種類	1
2 政治団体の定義	1
3 政治団体の届出	4
4 届出前の寄附等の禁止	6
第2 会計帳簿と収支報告書	24
1 会計帳簿	24
2 収支報告書	33

第2編 寄附について

第1 政治団体に対する寄附の制限	61
1 政治資金規正法上の寄附の制限	61
2 公職選挙法上の寄附の禁止	65
3 政治資金パーティー	67
第2 政治資金の運用に関する制限	68
第3 資金管理団体による不動産の取得等の制限	68

第3編 政治資金と税金の関係

第1 政治団体に対する課税関係	69
1 寄附収入に対する課税	69
2 事業収入に対する課税	69
3 政治団体の非課税の考え方	70
第2 政治家個人に対する課税関係	70
第3 個人の政治献金に対する課税上の優遇措置	70
1 優遇措置の内容	70
2 優遇措置の適用要件	70
3 優遇措置を受けることができる控除額	71
4 手続き	71
第4 法人の政治献金に係る税制上の措置	72
第5 印紙の貼付について	72

第4編 後援団体等の文書図画の掲示・頒布等について

第1 後援団体等が掲示することができる文書図画	75
第2 後援団体等が頒布する文書図画	76

第5編 罰則等

第1 主な罰則	85
第2 公民権停止	85
第3 没収、追徴	86

第1編 政治団体の届出等について

第1 政治団体の届出等

1 政治団体の種類

政治団体の種類は、次のように分類されます。

政治団体			③政治団体とみなされるもの	
①政党	その他の政治団体		政策研究団体 (※1)	政治資金団体
	②資金管理団体	その他		
	うち国会議員 関係政治団体	うち国会議員 関係政治団体	うち国会議員 関係政治団体	

※1 令和8年1月1日から「国会議員関係政治団体」に関する規定が適用され、令和7年10月1日から届出が始まります。

2 政治団体の定義

政治団体とは、「政治活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」をいうものとされています。具体的には次のような団体のことを指します。〔政治資金規正法（以下「法」という。）第3条第1項〕

（1）政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体。

　例えば、政党や「○○政治連盟」といったものがこれにあたります。

（2）特定の公職の候補者（公職にある者及び公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体。

　いわゆる「後援会」がこれにあたります。

（3）（1）及び（2）に掲げるほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体。

ア 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

※ 「政治上の主義」とは、例えば自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義などのように、政治によって実現しようとする基本的、抽象的、一般的な原理原則をいいます。

「政治上の施策」とは、例えば物価の安定、内需の拡大、環境の保全、高齢者対策など、政治によって実現しようとする具体的な方策のことをいいます。

前記1の政治団体の種類のうち、①から③は次のように定義されています。

①政党

政党とは、前記で述べた政治団体のうち次のいずれかに該当するものをいいます。（法3条第2項、第3項）

- a 衆議院議員又は参議院議員（他の政党に所属するものを除く）が5人以上所属しているもの。
- b 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該通常選挙

の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が当該選挙における有効投票の総数の 100 分の 2 以上であるもの

② 資金管理団体

資金管理団体とは、公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）が自らのために政治資金の拠出を受けるべき団体として指定したものといいます。

指定できるのは、公職の候補者 1 人につき 1 団体に限られ、候補者自らがその代表者であることが必要です。（法第 19 条第 1 項）

③ 政治団体とみなされるもの

次に掲げる団体は、政治団体とみなされます。（法第 5 条第 1 項）

a 政策研究団体

政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの。

b 政治資金団体

政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が政治資金団体となるべきものとして指定し、その旨を総務大臣に届け出たもの。

※ 国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体とは、次に掲げる政治団体をいいます。（法第 19 条の 7）

a 国会議員・候補者が代表者である政治団体（1 号団体）

b 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体（政党を除く）のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2 号団体）

c 政党的支部で国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるもの（みなし 1 号団体）

（注） 令和 8 年 1 月 1 日から次の団体も追加されます。

d 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）。

e 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が 1,000 万円以上となった政治団体（当年及び翌年）

・ 同一の国会議員関係政治団体（政策研究団体に該当する国会議員関係政治団体を除く）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である 2 以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあってはその金額の合計額）

・ 同一の政策研究団体に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

＜参考＞（政治団体の種類）

政 党	<p>次のいずれかにあてはまる政治団体</p> <p>① 所属国会議員が5人以上 ② 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（選挙区・比例代表）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上</p>		
政治資金団体	政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体		
その他の政治団体	<p>政党・政治資金団体以外の政治団体（主義主張団体、推薦団体、後援団体等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">資金 管理団体</td><td>公職の候補者（現職を含む。）が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの</td></tr> </table>	資金 管理団体	公職の候補者（現職を含む。）が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの
資金 管理団体	公職の候補者（現職を含む。）が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの		

国会議員関係 政治団体	<p>次の①②の政治団体（ただし、政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体以外）及び③</p> <p>① 国会議員に係る公職の候補者が、代表者である政治団体〔1号団体〕 ② 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体〔2号団体〕 ③ 政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの〔みなし1号団体〕</p> <p>※「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※令和8年1月1日から、P2（注）に掲げる団体も追加されます。</div>
----------------	---

3 政治団体の届出

政治団体は、次の届出が必要です。（記載例については、P 9以降をご覧ください。）

（1）政治団体を組織したとき又はある団体が政治団体に該当することとなったとき（法第6条）

- ① 政治団体は、その組織の日または政治団体となった日から7日以内に文書で届出をしなければなりません（郵便等によらず直接届出をする必要があります）。

なお、政治団体は、この設立届がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることはできません（法第8条）

② 届出の際の提出文書

「政治団体設立届」に加え、政治団体の種類により次の添付書類が必要となります。

政治団体の種類	添付書類
政党の支部	<input type="checkbox"/> 会則・規約 <input type="checkbox"/> 政党の状況等に関する届 <input type="checkbox"/> 支部証明書
その他の政治団体	<input type="checkbox"/> 会則・規約 <input type="checkbox"/> 被推薦書または国会議員関係政治団体に該当する旨の通知〔該当する政治団体のみ〕 <input type="checkbox"/> 国会議員氏名届（政治上の主義・施策の推進、支持、反対を本来の目的とする団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの。）〔該当する政治団体のみ〕

※ 被推薦書とは、知事、県議会議員、広島市長、広島市議会議員（当該公職の候補者又は候補者となろうとする者を含む。）の推薦・支持を本来の目的とする政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合において、当該公職の候補者等が、推薦・支持されることを承諾する旨を記載し、かつ記名押印又は署名した書面をいいます。

※ 国会議員関係政治団体にあっては、被推薦書に代えて、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を提出していただく必要があります。（個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合のみ必要となります。）

③ 届出先

主たる事務所の所在地	主たる活動区域	届出先
広島県内	広島県内	広島県選挙管理委員会
	広島県を含む2以上の都道府県	（広島県選挙管理委員会を経由して）
	広島県外	総務大臣

④ 政治団体の設立と同時に、資金管理団体の指定をする場合は、資金管理団体の指定関係書類の提出も必要になります。〔（4）参照〕

（2）届出事項に異動があったとき（法第7条）

- ① 設立の際に届け出た事項に異動があった場合には、異動の日から7日以内に異動に係る事項を届け出なければなりません（郵便等によらず直接届出をする必要があります）。

② 紹介・規約等添付文書の内容に異動があったときは、①の異動届に加え、当該書類を添付してください。

③ 政党的支部の場合で、異動事項が主たる事務所の所在地、政党的支部の名称又は主たる活動区域であるときは、支部証明書を異動届に添付してください。

- ④ 異動のあった政治団体が資金管理団体であり、かつ、異動事項が資金管理団体の届出事項に係るものであるときは、併せて資金管理団体の届出事項の異動届及び宣誓書の提出が必要です。
- ⑤ 届出先については、(1) ③を参照してください。

(3) 政治団体を解散したとき (法第17条)

- ① 政治団体が解散し又は政治団体でなくなったときは、その代表者及び会計責任者は、その日から30日以内に政治団体解散届とともに、解散の日現在までの収支報告書 (P33参照) の提出が必要です。

なお、解散に伴う収支報告書の提出には、会計責任者に加え代表者の記名押印又は署名が必要です。

- ② 解散する政治団体を資金管理団体に指定しているときは、併せて「資金管理団体でなくなった旨の届」の提出が必要です。
- ③ 届出先については、(1) ③を参照してください。

(4) 資金管理団体を指定したとき (法第19条)

- ① 公職の候補者は、その公職の候補者のために、政治資金の拠出を受け、公職の候補者の政治資金を取り扱う政治団体として、自らが代表者である政治団体のうち1団体を「資金管理団体」に指定することができます。

資金管理団体に指定した政治団体については、以下のことが可能となります。

- ア 特定寄附についての、寄附の量的制限 (個別制限・総額制限) がありません。
- イ 公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附については、寄附の量的制限のうち個別制限がなくなりますので、個人の寄附の総額制限 (1,000万円) の範囲内において寄附することができます。
- ウ 公職の候補者は、選挙前の一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対してする寄附は寄附することができます。

※「特定寄附」とは

資金管理団体の届出をした公職の候補者 (現職及び候補者になろうとする者を含む。) が、公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等を、自らの資金管理団体に取り扱わせるために自らの資金管理団体に対してする寄附。

- ② 公職の候補者が資金管理団体の指定したときは、指定した日から7日以内に、「資金管理団体指定届」により、指定した旨を届け出なければなりません。
- ③ 届出先については、(1) ③を参照してください。

(5) 資金管理団体の届出事項に異動があったとき

資金管理団体の指定の届出をした公職の候補者は、届け出た事項に異動があったときには、その異動の日から7日以内に、「資金管理団体届出事項の異動届」により異動に係る事項を届け出なければなりません。

届出先については、(1) ③を参照してください。

(6) 資金管理団体の指定を取り消したとき

- ① 資金管理団体の指定の届出をした公職の候補者は、その指定を取り消したときは、取り消した日から 7 日以内に「資金管理団体指定取消届」によりその旨を届け出なければなりません。
- ② 届出先については、(1) (3)を参照してください。

(7) 資金管理団体がその適格性を失ったとき

- ① 資金管理団体の指定の届出をした公職の候補者が公職の候補者でなくなったり、指定された政治団体の代表者でなくなったり、あるいは指定された政治団体が解散したとき等は、それらの事実が生じた日から 7 日以内に資金管理団体でなくなった旨の届出をしなければなりません。
- ② 資金管理団体の届出をした者が死亡したときは、死亡した日から 7 日以内に、資金管理団体でなくなった旨の届を政治団体の新たな代表者が届け出なければなりません。
- ③ 届出先については、(1) (3)を参照してください。

4 届出前の寄附等の禁止（法第8条）

政治団体は、設立の届出の前に寄附を受け、または支出することができません。

これに違反すると、法第23条の罰則の対象となります。

＜参考＞ 政治団体の各種届出について

I 設立関係（組織の日から 7 日以内）

政治団体の種類	必 要 な 書 類
政 党 の 支 部	<ul style="list-style-type: none"> ■設立届 ■会則・規約 ■政党の状況等に関する届 ■支部証明書
その他の政治団体	<ul style="list-style-type: none"> ■設立届 ■会則・規約 □被推薦書または国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（※1） □国会議員氏名届（※2） □資金管理団体指定届（※3）

II 異動関係（異動の日から 7 日以内）

政治団体の種類	必 要 な 書 類
政 党 の 支 部	<ul style="list-style-type: none"> ■異動届 □支部証明書（※4） □会則・規約
その他の政治団体	<ul style="list-style-type: none"> ■異動届 □会則・規約 □資金管理団体でなくなった旨の届（※5） □資金管理団体異動届（※6） □資金管理団体指定取消届 □被推薦書または国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（※1） □国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知（※7） □国会議員に係る公職の候補者の意思を確認できる書面（※8）

III 解散関係（解散の日から 30 日以内）

政治団体の種類	必 要 な 書 類
政 党 の 支 部	<ul style="list-style-type: none"> ■解散届 ■解散日までの収支報告書（※9）
その他の政治団体	<ul style="list-style-type: none"> ■解散届 ■解散日までの収支報告書（※9） □資金管理団体でなくなった旨の届（※10）

【凡例 ■：必ず提出してください。 □：場合によっては必要】

- ※1 知事、県議会議員、広島市長、広島市議会議員（当該公職の候補者又は候補者となろうとする者を含む。）の推薦・支持を本来の目的とする政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合には、「被推薦書」が必要となります。
- 国会議員（当該公職の候補者又は候補者となろうとする者を含む。）の推薦・支持を本来の目的とする政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合には、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」が必要となります。
- ※2 政治上の主義・施策の推進、支持、反対を本来の目的とする団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員である団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置を受けようとする場合に必要となります。
- ※3 資金管理団体を指定する場合に必要となります。（P 5 を参照）
- ※4 「主たる事務所の所在地」、「政党の支部の名称」又は「主たる活動区域」の異動の場合は必要になります。
- ※5 次の場合に必要となります。
- (1) 資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなった場合
 - (2) 資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなった場合
 - (3) 資金管理団体の指定の届出をした政治団体が法第19条第1項に規定する政治団体でなくなった場合
 - (4) 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合（当該政治団体の新たな代表者が届け出る必要あり）
- ※6 「公職の種類」、「団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名（改姓・名）」の異動の場合は必要になります。
- ※7 国会議員関係政治団体（2号団体）に該当する団体が、当該団体が推薦又は支持する候補者が国会議員に係る公職の候補者に該当しなくなったときに提出が必要になります。
- ※8 国会議員関係政治団体（2号団体）に該当する団体が、①当該団体が会則・規約等を変更し、推薦又は支持する候補者を推薦又は支持しなくなったとき、②当該団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとしなくなった場合に提出が必要になります。
- ※9 国会議員関係政治団体については、登録政治資金監査人の政治資金監査報告書を添付してください。
- ※10 資金管理団体の指定の届出をした政治団体が解散したときは、解散の日から7日以内に、資金管理団体でなくなった旨を届け出なければなりません。

政 治 团 体 設 立 届

令和 7 年 5 月 3 日

総務大臣様
広島県選挙管理委員会政治団体の名称 甲田太郎後援会事務所の所在地 広島県広島市○○区○○町三丁目○番○号代表者の氏名 甲田 太郎

甲田

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

名称	(ふりがな)		政治団体の区分	
	こうだたろうこうえんかい 甲田太郎後援会		<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党的支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体の区分 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	
目的	別紙のとおり	組織年月日	令和 7 年 5 月 1 日	
主たる事務所の所在地	(〒730-0123) 広島県広島市○○区○○町三丁目○番○号 (電話 082-123-5678)			組織年月日と選任年月日とは原則として一致します。
主たる活動区域	広島県内 (総務大臣届出団体の場合は、中国各県、日本全国など)			
代表者	(ふりがな) 〔 氏名 〕 こうだ 甲田 太郎	住所 (〒700-0000) 広島県○○市○○町一丁目○番○号 (電話 ○○○-○○○-○○○○)	生年月日 昭和○年○月○日	選任年月日 令和7年5月1日
会計責任者	おつの 乙野 次郎 〔 氏名 〕 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の方が就任することはできません。	(〒700-0000) 広島県○○市○○町二丁目×番×号 (電話 ○○○-○○○-○○○○)	昭和×年×月×日	令和7年5月1日
会計責任者の職務代行者	へいの 丙野 三郎 〔 氏名 〕	(〒700-0000) 広島県○○市○○町三丁目△番△号 (電話 ○○○-○○○-○○○○)	昭和△年△月△日	令和7年5月1日
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類	
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類
	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名	主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類
	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類

【政治団体設立届記載上の留意点】

- 1 政治団体設立届の用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 政治団体の支部にあっては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。
- 3 「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「レ」を記入すること。
- 4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあっては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「広島県広島市中区○○町1丁目1番1号○○会館○号室」というように詳細に記載すること。
- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては、例えば、「全国」、「中国各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあっては、例えば「広島県」、「○町及び△町」というように具体的に記載すること。
なお、特定パーティー開催団体にあっては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「広島県広島市中区○○町1丁目1番1号○○会館○○の間」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 9 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

甲田太郎後援会規約(例)

第1条(名称・所在地)

本会は、甲田太郎後援会と称し、主たる事務所を広島市におく。

第2条(目的)

本会は、甲田太郎氏を後援することにより県政の発展と国民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1 講演会、座談会等の開催

2 会報等の発刊及び配布

3 関係諸団体との連携

4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条(会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条(役員)

本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名

幹事 若干名

会計責任者 1名

監事 2名

第6条(役員の選出及び任期)

1 役員は総会において選出する。

2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条(会議)

1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。

2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条(経費)

本会の経費は、会費1,000円(年額)、寄附金その他の収入をもつて充当する。

第9条(会計年度及び会計監査)

1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監査による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条(規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条(補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和〇〇年〇月〇日より実施する。

↑ 設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

(注意)

これは後援会の場合の規約の見本であり、様式は必ずしもこれによる必要はありませんが、以下の事項は必ず定めてください。

① 名称及び所在地に関する規定

② 目的にに関する規定

ア) 後援団体の場合は、被後援者の氏名を明記すること。
イ) 非後援団体の場合は、政治目的であることがはつきりわかる内容であること。

③ 会計年度に関する規定
④ 規約の実施年月日に関する規定(附則)。

被推薦書

令和〇〇年 6月 1日

政治団体の名称 **甲田太郎後援会**

代表者の氏名 **甲田 太郎 殿**

公職の種類 **広島県議会議員(候補者等)**

氏名 **甲田 太郎**

印

甲田

住所 **〇〇市〇〇町三丁目〇番□号**

私(私達)は、令和〇〇年 6月 1日から貴団体の推薦(支持)を受けています。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあっては「広島県議会議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となる者にあっては「広島県議会議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多數の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「広島県議会議員(候補者等)(令和 年 月 日から)」の例により記載すること。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和〇〇年 6月 1日

(政治団体の名称)

甲山花子後援会

(代表者の氏名)

乙山 五郎

様

公職の種類 衆議院議員（候補者等）

氏名 甲山 花子

甲山
印

住所 広島県〇〇市〇〇町四丁目
〇番〇号

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和〇〇年 6月 1日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備考)

- 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日）」の例により記載すること。

届出事項等の異動届

県選管記入欄

資金管理団体	<input type="checkbox"/> 有
の指定の有無	<input type="checkbox"/> 無

令和7年 5月 21日

総務大臣
広島県選挙管理委員会

(記載例)
主たる事務所の所在地、
代表者、規約
に異動がある場合

政治団体の名称

甲田太郎後援会

事務所の所在地

広島市〇〇区〇〇町一丁目1-1

代表者の氏名

丁山 四郎

印

丁山

(上欄には異動後(新)の内容を記載してください)

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
{ 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、
政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内容			異動年月日
ふりがな 政治団体の 名 称 (*)	新 旧	★この表には、異動のある項目のみ 記載してください。 異動のない項目は記載不要です。		平成・令和 ・・
主たる事務所の 所 在 地 (*)	新 旧	(〒000-0000) 電話(082-000-0000) 広島市〇〇区〇〇町一丁目1-1		平成・令和 7・5・20
主たる 活 動 区 域	新 旧	△△市△△町二丁目2-2		「生年月日」欄の元号については、いずれかに○ をしてください。
区 分		氏 名	住 所 ・ 電 話 番 号	生年月日
ふりがな 代 表 者 (*)	新 旧	ていやま しろう 丁山 四郎	(〒000-0000) 電話(082-000-0000) 広島市××区××町三丁目3-3	大正(昭和・平成・令和 45・12・31 7・5・20
ふりがな 会計責任者	新 旧		(〒 -) 電話(- -)	大正・昭和・平成・令和 平成・令和 7・5・20
ふりがな 会計責任者の 職務代行者	新 旧		(〒 -)	「代表者」「会計責任者」「会計 責任者の職務代行者」の「旧」 欄については、氏名と住所のみ 記載してください。(これ以外は 不要です。)
国会議員関係	新	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ふりがな 公職の候補者の氏名 () 公職の候補者に係る公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体 (主催者や主要な構成員である国会議員の氏名及び公職の種類は別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 () 公職の候補者に係る公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体		□国会議員関係政 治団体以外の政 治団体
該当する場合は、□にチ ェックをしてください。 (添付書類が必要となる 場合があります。)		名称や所在地等の異動に伴い、規約の内容に異動 がある場合は、異動後の規約を添付してください。		
そ の 他		<input checked="" type="checkbox"/> 規約の異動 <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の有無の異動 (<input type="checkbox"/> 無から有へ <input type="checkbox"/> 有から無へ) <input type="checkbox"/> その他 []		平成・令和 7・5・20

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 異動届は県選挙管理委員会に直接提出すること。(郵送等での提出はできません。)
- 3 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。
- 5 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号または3号に係る国会議員関係政治団体にあっては、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ「国会議員関係政治団体の区分」欄に記載すること。
公職の候補者に係る公職の種類の記載については、「衆議院議員（現職）」、「参議院議員（候補者等）」の例により、□にチェックをすること。
- 6 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 7 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、関係書面を付して提出すること。(※ 政治団体の名称又は主たる事務所の所在地の異動があった場合は、規約も異動となることが多いので注意すること。)
- 8 当該異動に係る団体が資金管理団体であって、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）又は公職の種類に異動が生じた場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も同時に提出すること。
- 9 当該異動に係る団体が政党の支部であって、政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域を異動する場合は、支部証明書を提出すること。
- 10 表中には、異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない事項の欄については記入しないこと。
- 11 資金管理団体の場合で（＊）欄に異動がある場合は、必ず資金管理団体に関する異動等の届出も提出すること。

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和〇〇年 6月 3日

(政治団体の名称)

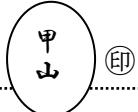
甲山花子後援会

(代表者の氏名)

乙山 五郎

様

氏 名 甲山 花子



住 所 広島県〇〇市〇〇町四丁目

〇番〇号

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和〇〇年6月 1日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

令和〇〇年 〇月 〇日

(政治団体の名称)

甲山花子後援会

(代表者の氏名)

乙山 五郎

様

公職の種類 衆議院議員(候補者等)

氏 名 甲山 花子

甲山 印

住 所 広島県〇〇市〇〇町四丁目

〇番〇号

貴団体は、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しないため、同法第7条第1項の規定による届出をする必要があります。

政治団体解散届

令和〇〇年 6月 3日

総務大臣様
広島県選挙管理委員会

政治団体の名称 甲田太郎後援会

事務所の所在地 〇〇市〇〇町三丁目〇番〇号

代表者の氏名 甲田 太郎 

会計責任者氏名 丙野 三郎 

令和〇〇年 5月 31日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

資金管理団体指定届

令和〇〇年 6月 3日

総務大臣
広島県選挙管理委員会 様

公職の種類 衆議院議員 広島県第〇区選挙区（候補者等）

氏名 甲田 太郎

甲田

住所 ○○市○○町一丁目○番○号

令和〇〇年 6月 1日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称 甲田太郎後援会

2 主たる事務所の所在地 ○○市○○町三丁目○番□号

3 代表者の氏名 甲田 太郎

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年 6月 3日

氏名 甲田 太郎

甲田 印

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあっては「衆議院議員 広島県第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員 広島県第〇区選挙区（候補者等）」の例により記載すること。

資金管理団体でなくなった旨の届

令和〇〇年 6月 3日

総務大臣
広島県選挙管理委員会様

氏名 甲田 太郎

甲田
印

住所 ○○市○○町一丁目○番○号

下記の政治団体は、令和〇〇年 5月 31日に（解散したこと）により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称 甲田太郎後援会

2 主たる事務所の所在地 ○○市○○町三丁目○番□号

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年 6月 3日

氏名 甲田 太郎

甲田
印

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- （ ）には、「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、この届出は新たに選任された代表者が行い、（ ）には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

資金管理団体届出事項の異動届

令和〇〇年 6月 3日

総務大臣
広島県選挙管理委員会 様

氏名 甲田 太郎

甲田

印

住所 ○○市○○町一丁目○番○号

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称 甲田太郎後援会

2 異動事項 主たる事務所の所在地

3 内容

(1) 新 ○○市○○町五丁目×番×号

(2) 旧 ○○市○○町三丁目○番□号

4 異動年月日 令和〇〇年 6月 1日

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年 6月 3日

氏名 甲田 太郎

甲田

印

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は、資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

資金管理団体指定取消届

令和〇〇年 6月 3日

総務大臣様
広島県選挙管理委員会

氏名 甲田 太郎

甲田
印

住所 ○○市○○町一丁目○番○号

令和〇〇年 5月 31 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消した
ので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称 甲田太郎後援会

2 主たる事務所の所在地 ○○市○○町五丁目×番×号

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年 6月 3日

氏名 甲田 太郎

甲田
印

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。